



## 非居住者の介護保険

### 第225回

今井さん：みらい先生、こんにちは。

みらい：こんにちは。今井さんはタイへ赴任されていたのですよね。もう赴任期間は終了したのですか。

今井さん：いえ、仕事で一時帰国しているだけなのです。でも、おかげで来月の誕生日を家族に早めに祝ってもらえました。

みらい：来月誕生日ですか。それはおめでとうございます。

今井さん：ありがとうございます。ずっと若いつもりでいましたけど、もう40歳になります。そういえば、40歳になると介護保険料を払わなければいけないと聞いたことがあるのですが……。

みらい：そうですね。それでは介護保険についてご説明しますね。

介護保険では65歳以上の方を「第1号被保険者」といい、介護保険料は原則として年金から天引きされます。要介護認定、要支援認定を受けると、原因に関わらず介護保険で介護サービスを受けることができます。

40歳以上65歳未満の方は「第2号被保険者」となります。会社員の場合、保険料は健康保険料と一緒に給与から天引きされ、加入している健康保険に納付します。末期がん等の特定疾病による要介護・要支援認定を受けたときに、介護保険で介護サービスを受けられます。

今井さん：それで40歳になると給与から介護保険料が引かれるのですね。

みらい：ええ、そうなのです。ところで、今井さんは赴任の際、住民票の除票手続きはなさいましたか。

今井さん：はい。赴任期間が2年の予定だったので、会社から言われて手続きしました。

みらい：介護保険は日本国内に住所がある方が対象なので、海外に転居した方は適用除外となります。そうすると介護保険料も払う必要がなくなるのですよ。

今井さん：そうなのですか。でも、適用除外ということは介護保険の給付を受けられないということですよ。今は健康だからいいのですが、将来困るのではないのでしょうか。

みらい：確かに海外居住期間、給付は受けられませんが、帰国後に日本で再度住民票登録をすれば、介護保険料の徴収が再開され、給付も受けられるようになります。

今井さん：それなら安心ですね。適用除外の手続きはどうすればいいのでしょうか。

みらい：適用除外の手続きは、「介護保険適用除外等該当・非該当届」に住民票除票を添付して、会社から保険者（健康保険組合または協会けんぽ）に提出します。届出用紙は保険者それぞれの様式がありますので、会社に確認してくださいね。

今井さん：はい、そうします。

あと、私の妻は日本に残っているのですが、私の扶養に入っています。妻も今年40歳になるのですが、妻の介護保険料はどうなるのでしょうか。

みらい：40歳以上65歳未満の被扶養者の介護保険料は、第2号被保険者が納める保険料に含まれているので、被扶養者分を個別に納める必要はありません。

ただし、給与から介護保険料が徴収されていない40歳未満の方等で、40歳以上65歳未満の被扶養者がいる方のことを「特定被保険者」というのですが、健康保険組合の中には、この「特定被保険者」から40歳以上65歳未満の被扶養者分の介護保険料を徴収する「特定被保険者制度」を規約で定めているところがあります。その場合、被保険者本人が適用除外でも、該当する被扶養者がいれば被扶養者分の介護保険料が徴収されます。また、被扶養者も海外に居住する場合は、被扶養者分の適用除外手続きも必要になります。

今井さん：それでは、会社で加入している健康保険組合に特定被保険者制度があるかどうか、会社に確認したいと思います。みらい先生、いろいろ教えていただきありがとうございます。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ  
みらいコンサルティング株式会社  
税理士法人みらいコンサルティング  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング  
Reanda MC 国際公認会計士共同事務所  
みらいコンサルティング司法書士事務所  
〒100-6004  
東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階  
TEL：81-3-3519-3970（代）  
FAX：81-3-3519-3971  
URL：<http://www.miraic.jp/>